

平成31年4月  
財政課 契約検査室

## 積算疑義申立て制度の手引き

令和元年5月1日以降に電子入札で市が発注する建設工事の制限付き一般競争入札、指名競争入札から、入札開札後に対象工事の予定価格等の積算内容を確認する「積算疑義申立て」制度の導入が始まります。

制度導入後の変更点、積算疑義申立て手続きについては下記のとおりです。

### 開札後のスケジュール変更

#### 1 疑義申立が無い場合

##### ① 落札決定日の変更

開札日 → 開札日含め3営業日後に変更。

通常（木曜日）（開札翌週月曜日）

建設工事の入札は全て、疑義申立期間（開札日から3営業日後の正午）の経過後に落札決定します。

##### ② 契約締結期限の変更

開札日含め7日後まで → 開札日含め12日後までに変更。

通常（翌週水曜日）（開札翌々週月曜日）

落札決定から7日以内に契約する規定に変更はありません。

落札決定日の変更に伴い、契約予定日、設計単価入り設計書の情報開示日（契約締結日の2日後）も遅くなります。

工事着工日は契約日の翌日からとなります。

#### 2 疑義申立があった場合

##### ① 落札決定日の変更

開札日 → 開札から6営業日後に変更。

（木曜日）→（開札翌週木曜日）

疑義申立締切後（翌週月曜日）積算疑義の回答まで3日間かかります。

##### ② 契約締結期限の変更

開札日含め7日後まで → 開札日含め15日後までに変更。

（通常翌週水曜日）（開札翌々週木曜日）

落札決定から7日以内に契約する規定に変更はありません。

落札決定日の変更に伴い、契約予定日、設計単価入り設計書の情報開示日（契約締結日の2日後）も遅くなります。

**工事着工日は契約日の翌日からとなります。**

## **積算疑義申立の手続き**

### **1 設計単価入り設計書の閲覧**

開札終了後、予定価格、最低制限価格を記載した保留通知書を入札参加者全員に電子入札システムを通じて発行します。

自社の積算結果と比べ、予定価格等の積算に疑義がある場合は入札参加者に限り、設計単価入り設計書の閲覧ができます。財政課に「設計単価入り設計書閲覧請求書」を提出してください。

受付の際には、入札参加者であることを確認するため、対象入札の「保留通知書」をご提示ください。

閲覧用設計書の準備のため、ご案内まで時間がかかる場合があります。

提出の際には、事前に財政課までご連絡をいただくと助かります。

設計単価入り設計書は工事担当課で閲覧していただきます。CD等媒体でのデータ提供、設計書のコピーはできません。

設計内容の閲覧時に疑問点等があれば、工事担当者までお尋ねください。

### **2 積算疑義申立書の提出**

「設計金額入り設計書」と自社の積算結果を比較し、市の設計に誤りが疑われる場合は、積算疑義の内容を記載した「積算疑義申立書」を作成し財政課まで締切期間（通常開札翌週月曜日正午まで）に提出してください。

申立があった場合、入札参加者全員に申立があった旨を電子入札システムでお知らせします。

### **3 疑義申立結果確認結果報告書による回答、落札決定**

受付後、積算疑義申立内容を検証し、審査結果を締切日を含め4日後、（通常開札翌週木曜日）に「疑義申立結果確認結果報告書」で申立者に回答した後、落札決定を行います。

設計違算が判明した場合は、誤った箇所を修正し、正しい予定価格、最低制限価格を再算定し、当初の入札決定にあてはめ落札者の決定を行います。

入札参加者へは積算疑義の内容、結果について「静岡県共同利用電子入札システム」の入札情報サービス（PPI）で落札結果と合わせ、お知らせします。

4 落札決定後、工事請負契約締結後の積算疑義申立

落札決定後は、積算疑義を理由とする落札者の変更、工事請負契約の解約は行いません。

予定価格等に疑義がある場合は、積算疑義申立て制度をご活用ください。